

# 令和7年度房総のむら草刈等管理業務委託仕様書

1 業務名 令和7年度房総のむら草刈等管理業務委託

2 場所 千葉県立房総のむら 印旛郡栄町龍角寺1028

3 履行期限 令和8年2月20日まで

## 4 業務内容

### (1) 草刈・除草

- ア 肩掛け式除草及びハンドガイド式除草の刈り込みの高さは、5cm以内とする。
- イ 水田周辺では、刈った草等が水田及び排水路等に入らないようにする。
- ウ ハンドガイド式除草を行う場合は、安全性を考慮し飛散防止装置を必ず装着する。
- エ 除草後、粉碎できない草は、敷地内西口集積所に搬出処理する。

### (2) 植物の保護

古墳やその他園内周辺に自生する特定の草木等の処置については、発注者と協議し、植物の保護に十分注意する。

## 5 業務範囲

### (1) 委託設計書及び本仕様書に基づく範囲の整備管理作業等とする。

### (2) 対象区域及び面積

#### ア 歴史と自然を学ぶ風土記の丘エリア

- ・その1 古墳広場周辺部 300a
- ・その2 西側入口周辺部 260a
- ・その3 旧御子神家住宅周辺部から坂田ヶ池周辺部 330a
- ・その4 水生植物園周辺部 10a

#### イ ふるさとの技体験エリア

- ・その5 上総の農家周辺部及び武家屋敷西側周辺部 200a
- ・その6 北側区域水田法面部 20a
- ・その7 北側おまつり広場周辺部 180a
- ・その8 北側区域下総の農家・安房の農家周辺部 100a

◎総面積 1,400a

## 6 工程管理等

- (1) 受託者は、業務工程表を契約締結時に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。
- (2) 業務に着手する時は、書面によりその旨を届け出こととする。
- (3) 本業務を遂行するにあたり、発注者と密接な連絡をとり、業務実施中は常にその所在を明らかにしなければならない。
- (4) 受託者は、業務を遂行する際の管理をつかさどる業務主任者を定め、書面により発注者に提出しなければならない。なお、業務主任者を変更した時も同様とする。

## 7 その他

- (1) 現地状況及びその他関連事業との関係で生ずる軽微な変更は、発注者と協議のうえ決定する。委託金額の増減は行わない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり施設に関連する業者等と調整が必要な場合は、相手と十分な打ち合わせを行い、円滑な業務遂行に努めなければならない。
- (3) 当館は、敷地内に重要文化財や指定文化財といった建造物や龍角寺古墳群等の文化財を保有し、また、近年失われつつある里山の景観を多く残している博物館であることから、その設置目的と特殊性を踏まえたうえ、業務に従事する。
- (4) その他、この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し決定する。